

雨水流出抑制の手引き

(江東区雨水流出抑制対策実施要綱)

～みんなで作る水害に強いまち～



江東区観光キャラクター コトミちゃん

近年多発する局地的な集中豪雨により、大量の雨水が一気に下水道へ流入し、処理しきれない水があふれ、浸水被害が発生することがあります。

雨水流出抑制施設を設置し、雨水を浸透・貯留させて流出抑制を行うことで、雨水が下水道へ流入する量を減らすことができます。水害を防ぐため、敷地内への雨水流出抑制施設の設置にご協力をお願いします。



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

1 届出の対象

敷地面積が300㎡以上の施設の新築、増築、又は改築を行おうとする場合、雨水流出抑制施設設置計画書の届出が必要です。ただし、建築面積180㎡に満たない建築、大規模修繕、大規模模様替え、仮設建築、用途の変更、建築基準法第88条1項に規定する工作物は対象となりません。

2 基準抑制対策量

基準抑制対策量は、敷地面積に単位対策量を乗じて算出します。

$$\text{基準抑制対策量(}m^3\text{)} = \text{敷地面積(}m^2\text{)} \times \text{単位対策量(}m^3/m^2\text{)}$$

敷地面積	単位対策量
300㎡以上500㎡未満	0.02㎡ ³ /㎡以上
500㎡以上1,000㎡未満	0.03㎡ ³ /㎡以上
1,000㎡以上	0.05㎡ ³ /㎡以上

3 雨水流出抑制施設による対策

次に示す(1)～(4)の対策を組み合わせ、対策量の合計が基準抑制対策量を上回るよう、雨水流出抑制施設を設置します。

(1) 浸透施設

$$\text{浸透施設による対策量(}m^3\text{)} = \text{単位貯留} \cdot \text{浸透量(}m^3/\text{個、m)} \times \text{数量}$$

浸透施設を設置する場合は、次ページの構造図及び単位貯留・浸透量を参考にしてください。表にない構造や、既製品を使用することもできます。

(2) 貯留施設

$$\text{貯留施設による対策量(}m^3\text{)} = \text{貯留面積(}m^2\text{)} \times \text{貯留水深(m)}$$

(3) 透水性舗装

$$\text{透水性舗装による対策量(}m^3\text{)} = \text{貯留量(}m^3/m^2\text{)} \times \text{舗装面積(}m^2\text{)}$$

透水性舗装は、浸透量でなく貯留量として評価します。

(4) 浸透域

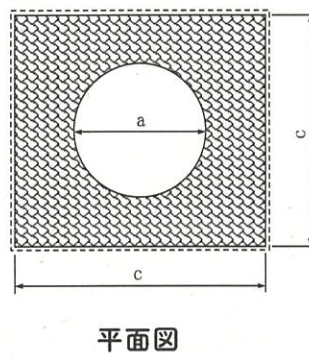
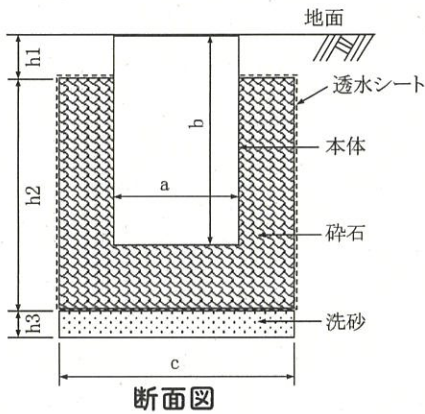
$$\text{浸透域による対策量(}m^3\text{)} = \text{浸透能力(}m^3/m^2\text{)} \times \text{面積(}m^2\text{)}$$

敷地内の緑地等の浸透能力は0.05㎡³/㎡とします。なお、緑化ブロック等を利用する場合は緑化率を乗じた面積とします。雨水の浸透が見込める裸地及びグランドについては浸透能力を0.002㎡³/㎡とします。屋上緑化、樹冠面積、屋根や庇等により天空が遮断される部分及びプランターによる緑地等は緑地面積に加算できません。

4 施設の構造等

(1) 浸透ます

型番	ますの径 a(mm)	深さ b(mm)	h1 (mm)	h2 (mm)	h3 (mm)	施設幅 c(mm)	設計水頭 (h2+h3) (m)	比浸透量 (m ²)	単位浸透量 (m ³ /個・hr)	空隙貯留量 (m ³ /個)	単位貯留・ 浸透量 (m ³ /個・hr)
P I	150	400	100	390	25	300	0.415	2.066	0.234	0.016	0.250
II	200	400	100	390	25	400	0.415	2.679	0.304	0.028	0.332
III	250	500	100	510	30	500	0.540	4.010	0.455	0.057	0.512
IV	300	500	100	510	30	600	0.540	4.722	0.535	0.083	0.618
V	350	600	100	630	35	700	0.665	6.384	0.724	0.139	0.863
VI	400	600	100	630	35	800	0.665	7.196	0.816	0.182	0.998
VII	500	800	100	880	50	1,000	0.930	11.582	1.313	0.397	1.710

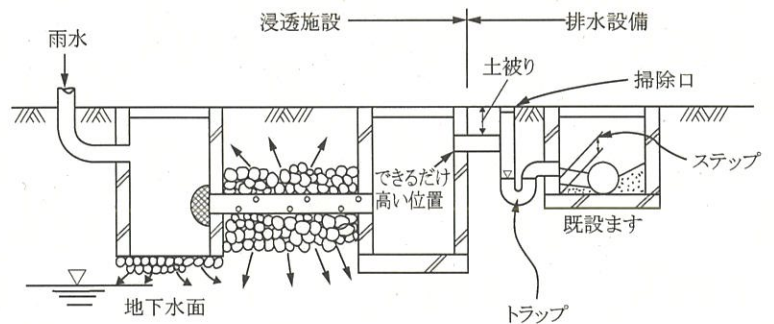
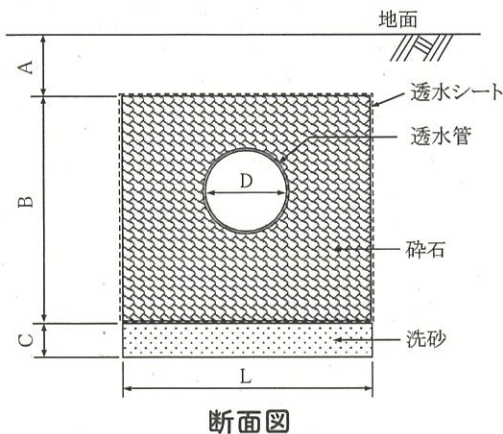


注意点

- ・雨樋等につながる浸透ますのトレンチ管口には、ごみの流入を防止するため、網目状のフィルターを使用。
- ・浸透ますを効率よく機能させるため、浸透ますの流出側の管底は流入側の管底より高い位置で接続。
- ・庭等の雨水は集水ます(泥ため)を経由し、浸透施設に接続。

(2) 浸透トレンチ

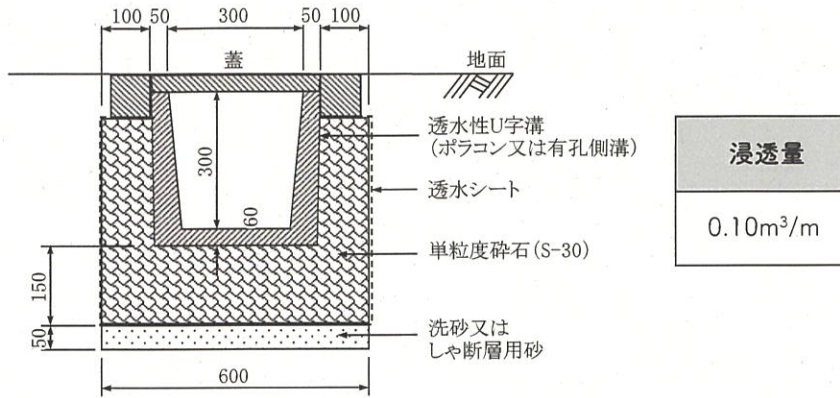
型番	管径 D(mm)	L (mm)	A (mm)	B (mm)	C (mm)	設計水頭 (B+C) (m)	比浸透量 (m ²)	単位浸透量 (m ³ /m・hr)	空隙貯留量 (m ³ /m)	単位貯留・ 浸透量 (m ³ /m・hr)
T I	75	250	150	280	20	0.30	1.940	0.220	0.027	0.247
II	100	300	150	325	25	0.35	2.162	0.245	0.039	0.284
III	125	350	150	375	25	0.40	2.383	0.270	0.054	0.324
IV	150	400	150	420	30	0.45	2.605	0.295	0.070	0.365
V	200	550	200	560	40	0.60	3.270	0.371	0.128	0.499
VI	200	750	250	700	50	0.75	4.002	0.454	0.204	0.658



注意点

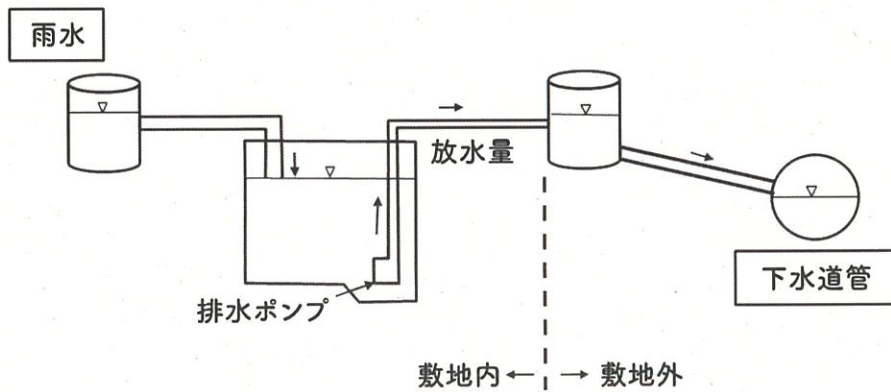
- ・有孔管は、穴がない面を下にして設置

(3) 浸透側溝



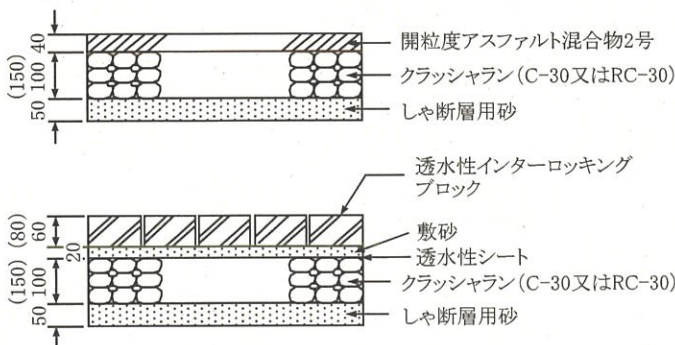
(4) 貯留施設

地下貯留(ポンプ排水)の例



※オリフィス・ポンプを設計する際の計算に使用する放流量は0.033m³/sec/haを採用してください。

(5) 透水性舗装

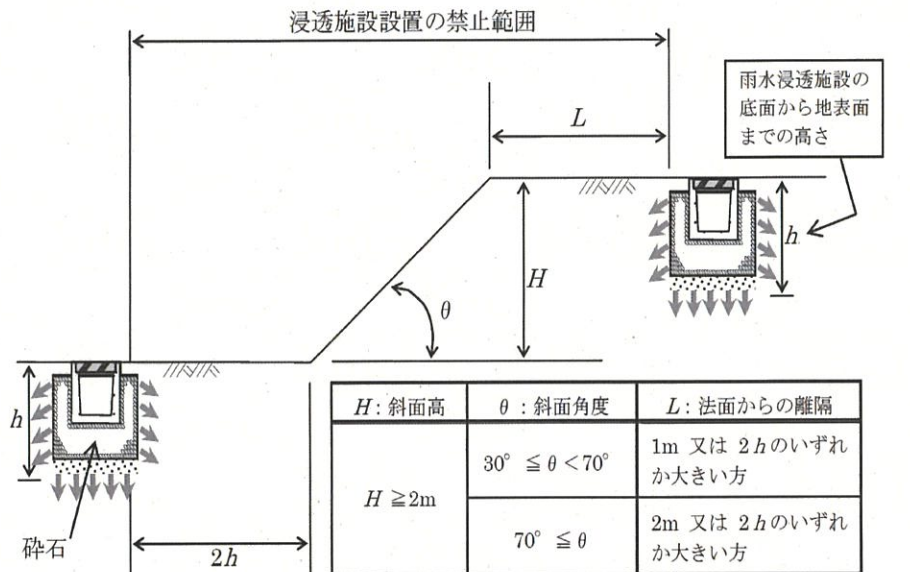


	形状	貯留量
透水性舗装	歩道部等	0.02m³/m²
	車道部等 (駐車場部)	0.05m³/m²

※()カッコ内は車道部等の場合の数値

5 浸透施設の設置に適さない場所

- (1) 急傾斜の土地及びその付近
 - (2) 地下水位が浸透施設の底面から50cm以上離れていない場所
- このような場所では貯留施設をご検討ください。



※斜面高 H が2m以下の場合、法肩部から1m以上離すことを目安とする。

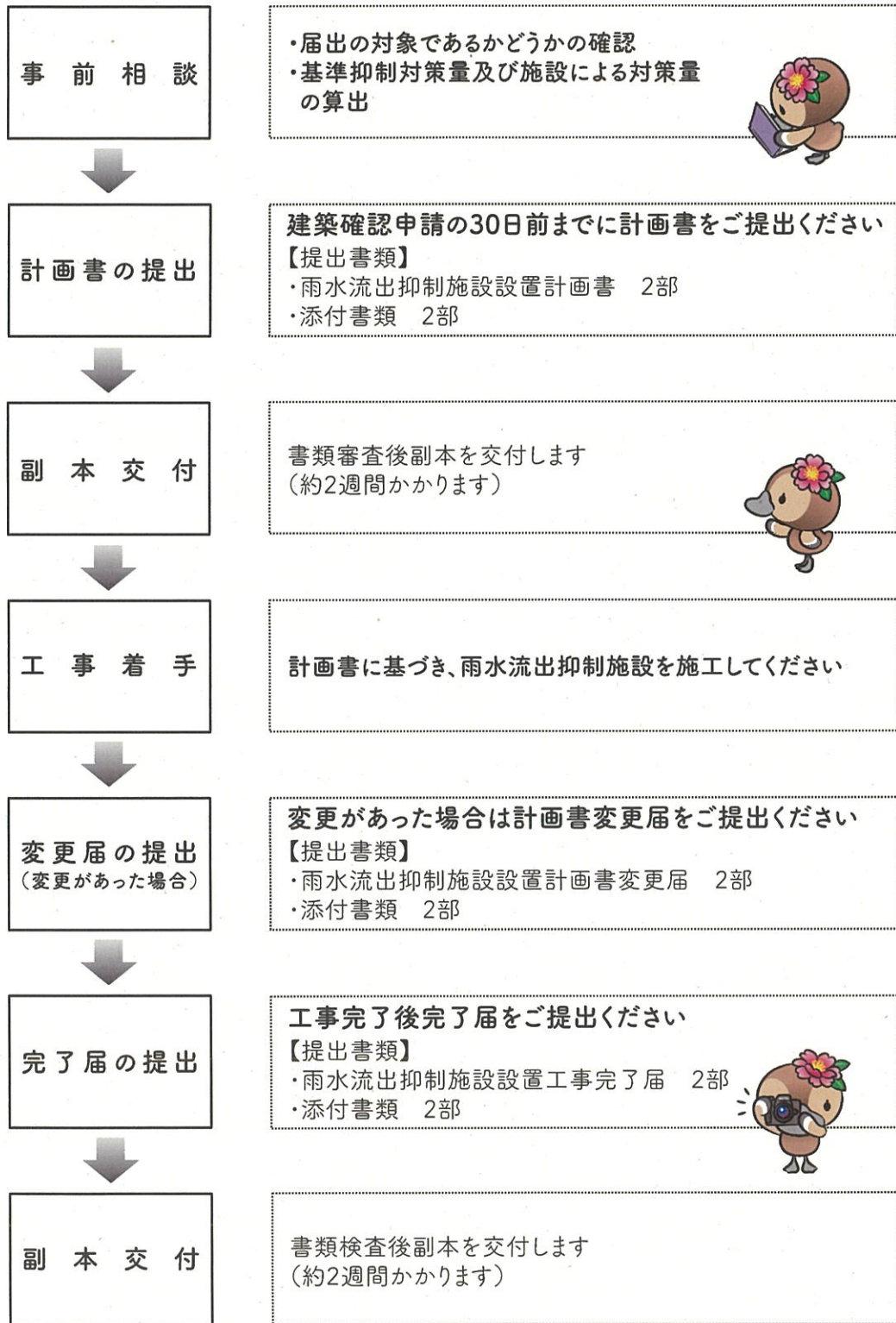
東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（資料編）p.52を基に作成

斜面近傍の設置禁止範囲の目安

6 雨水浸透施設の設置位置

- (1) 浸透施設は相互干渉するので、1.5m以上離して設置すること。
- (2) 浸透施設は、建物等の基礎から30cm以上あるいは浸透施設の掘削深に相当する距離を離して設置すること。
- (3) 盛土地形の場合には、原地盤高以下に浸透施設を設置すること。
- (4) 地下水位面は、浸透施設底面から50cm以下の位置にあること。
- (5) 樹木の近くに浸透施設を設置する場合は、浸透性防根シートの使用を考慮すること。

7 手続きの流れ



8 提出書類

計画書

- (1) 雨水流出抑制施設設置計画書(第1号様式) ※

添付書類

- (1) 案内図
- (2) 雨水流出抑制施設等の対策量計算書 ※
- (3) 求積図(敷地面積、透水性舗装、緑地等の面積算定の根拠)
面積求積はCAD求積か三斜計算し、三斜計算の場合は計算表を添付
- (4) 平面図(敷地内の土地利用の概略並びに雨水流出抑制施設の配置及び延長が分かるもの)
植栽地は緑色、隣地境界部は赤色、道路境界部は青色で着色
浸透ます、浸透トレンチ及び地下貯留槽は水色で着色
平面図の透水性U字溝、透水性舗装は黄色で着色
- (5) 雨水流出抑制施設構造図(浸透施設及び貯留施設の寸法が入った平面図及び断面図)
- (6) 雨水流出抑制施設及び緑化ブロックのパンフレット、カタログ等(既製品を設置する場合)
- (7) 委任状(代理人申請の場合)

変更届

- (1) 雨水流出抑制施設設置計画書変更届(第2号様式) ※

添付書類

- (1) 雨水流出抑制施設等の対策量計算書
- (2) 変更が生じた図書(変更前の図書の添付は不要)
- (3) 委任状(雨水流出抑制施設設置計画書で代理人申請をし、事業者の変更があった場合)

完了届

- (1) 雨水流出抑制施設設置工事完了届(第3号様式) ※

添付書類

- (1) 工事写真
完了時におけるすべての雨水流出抑制施設(緑地等を含む)の施工後の写真
※地下の構造物については施工中の写真及び施工内容の説明を記載
- (2) 平面図
計画書と同一方式により作成
※写真の撮影の方向と対応する写真番号を記入

※区ホームページからダウンロードできます。

掲載ページ

トップページ - 環境・まちづくり - 河川・公園 - 河川・水防事業 - 江東区雨水流出抑制対策
アドレス
<https://www.city.koto.lg.jp/470132/machizukuri/kasenkoen/kasen/usuiyokusei.html>

江東区雨水流出抑制対策実施要綱(抜粋)

(目的)

第1条 この要綱は、総合的な治水対策の一環として、区内の施設の敷地内に雨水流出抑制施設を設置することにより、雨水による浸水被害の軽減及び防止を図り、もって安全で快適な都市環境の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸透施設 地表又は地下の浅い所から雨水を地中へ分散させ、浸透させる施設をいう。
- (2) 貯留施設 雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設をいう。
- (3) 雨水流出抑制施設 浸透施設、貯留施設又はこれらを組み合わせた施設をいう。

(雨水流出抑制施設の設置)

第3条 区内において敷地面積が300平方メートル以上の施設の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、当該施設の敷地内に雨水流出抑制施設を設置するものとする。ただし、当該施設又は当該施設の新築等の内容が次の各号のいずれかの事項に該当するときは、この限りでない。

- (1) 建築面積が180平方メートル未満
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第14号に規定する大規模の修繕
- (3) 法第2条第15号に規定する大規模の模様替
- (4) 法第85条に規定する仮設建築物
- (5) 法第87条第1項に規定する用途の変更
- (6) 法第88条第1項に規定する工作物
- (7) 前各号に規定するもののほか、区長が特に必要と認める事項

(基準抑制対策量)

第4条 事業者は、前条第1項の規定により雨水流出抑制施設を設置する場合において、別表の左欄に掲げる敷地面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる量の貯留量又は貯留換算量を確保するものとする。

(計画の届出)

第5条 事業者は、法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知を行おうとするときは、事前に雨水流出抑制施設の設置計画については区長と、許容排水量については下水道管理者とそれぞれ協議のうえ、雨水流出抑制施設設置計画書(別記第1号様式。以下「計画書」という。)に必要な書類を添えて区長に届け出るものとする。

(雨水流出抑制施設の技術的事項)

第6条 計画書の作成に当たっての雨水流出抑制施設の技術的事項に関しては、東京都雨水貯留・浸透施設技術指針(東京都総合治水対策協議会)、公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針(東京都都市整備局)及び東京都排水設備要綱(東京都下水道局)を標準とし、これによりがたい場合は、区長と協議するものとする。

(変更の届出)

第7条 事業者は、計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに雨水流出抑制施設設置計画書変更届(別記第2号様式)に必要な書類を添えて区長に届け出るものとする。

(完了の届出)

第8条 事業者は、雨水流出抑制施設の設置工事を完了したときは、速やかに雨水流出抑制施設設置工事完了届(別記第3号様式)に必要な書類を添えて区長に届け出るものとする。

(調査)

第9条 区長は、雨水流出抑制施設の事業者(前条の規定による届出後に当該施設の所有権を譲り受けた者又は当該施設の管理責任を有すると認められる者を含む。次条において同じ。)の承諾を得て、当該雨水流出抑制施設の調査を行うことができる。

(維持管理及び安全保持)

第10条 事業者は、雨水流出抑制施設の機能を十分に維持するため、適正な管理を行うものとする。

2 事業者は、雨水流出抑制施設の周辺的安全保持について、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の江東区雨水流出抑制対策実施要綱第5条の規定により計画書を提出している者に対する第3条及び第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。